

福井健策の

演劇 × 著作権 × 法律



弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP : <http://www.kottolaw> Twitter : @fukuikensaku

第32回

作品の配信をさまざまに上げる要素は何か？

さて、前回ご紹介したEPAD（緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化）事業は、ついに全サイトが正式公開で出そろった。特に、日本の戯曲アーカイブの水準を一気に世界レベルに引き上げたと言ってよい協会の「戯曲デジタルアーカイブ」は、恐らく今後本格的な紹介が出るだろう。今はただ、本当にご苦

労さまでしたと言いたい……いかに涙が。

戯曲553本だけではない。EPADでは過去の公演映像も1300本収録された。うち280本は筆者らもサポートして必要な権利者の承諾（権利処理）も済み、全編の商用配信が可能になった。その模様は、このEPADポータルなどをご覧いただくとして、EPADに限らず世は猫も杓子も配信、である。その良し悪しはしばし措こう。だいたい「猫も杓子も」って何だ。

この配信だが、実に権利処理が壁でありカギである。83本。何の数字か。EPADで権利処理ができなくて配信化を断念した公演映像の数である。280本成功で83本断念なら悪くない……違うのだ。1300本集めたうちで、事前に主催者と相談して権利処理しやすそうな作品をスクリーニングして、候補作が360本強。それを専従チームが3カ月作業を続けて、それでも時間切れを含めて権利処理できず泣く泣く配信を断念した作品が83本である。280本も立派なものだが、83本もまた重いのだ。

という訳で、特に公演映像を例に、この83本のNG理由の上位を紹介すること



EPAD ポータル
<https://epad.terrada.co.jp>

で、原作者の遺族が舞台化は了解していたのだけれど、配信はどうしてもOKせず、断念したケースもある。そんなふう

つともつながるが、例えばYouTubeで見つけた音源を使ったケースも多く、原盤権の権利者がそもそも見つからない、などだ。こういう場合は文化庁の「利用裁定」という助け船の制度もあるのだが、利用はかなり大変だ。

第四位。観客が大きく映っているなど、「肖像権の心配」。これも稿を改めよう。

第五位。「関係者の不仲、大人の事情」。……まあ、みんな仲良くしよう。

と駆け足で紹介してきて紙面が尽きた。念のため書いておけば、以上は「この要素がある」と配信しにくいから、最初から入れない方が良いでしょう」と伝えるためではない。人生は短い。クリエイターは、作りたい作品だけを作るべきだ。ただ、配信のカベになる要素は知識として知っておいて損はないだろう。今回はこま

で「何が作品の配信を妨げるのか」をまとめてみよう。

第一位。断然「音楽」である。「あれか、JASRACにお金払わずに。ダメで公演で曲流して。それが配信でバレルとまずいよね。」……うん、それとまずい。やめよう……やめようね君たち。違うのだ。公演の時にJASRACで手続したか否かにかかわらず、音楽には難しい要素があるのだ。その名は「シンクロ」と「原盤権」。今後の配信社会では必須ワードになるので、絶対にここで覚えて欲しい。

まずは「シンクロ」。公演を配信するには、上演時とは別に楽曲使用の許可がある。これは多くの場合、JASRACに申請すればできる。JASRACが管理する曲は実に幅広く、「J-WID」という彼らのHPにあるデータベースを叩くと管理曲かどうかわかる。CMソングやゲーム音楽は、そもそもこの管理曲ではなくて苦労することがある。

ただ、管理曲でも外国曲の場合、その映像利用は「シンクロ」といって、JASRACに申請して規定料金を払うだけでは使えない。「指し値交渉」というものが必要になる。権利者と直接対価を交渉しないといけないのだ。日本に出版の音楽出版社などがあればそこを通じて、なければ海外の権利者に直接メールを送るなどして交渉しないといけない。その結果、JASRACの規定料金だけでOKになることもあるが、10万円などの追

加対価が求められるケースも多い。なかなか、大変だ。国内曲の場合、こうした指し値交渉は少ない。

次いで「原盤権」。JASRACやシンクロは「音楽著作権」、つまり作詞作曲の権利の話だ。生演奏などをする場合、これはこれだけ考えれば概ね済む。しかし、既存のレコードなど音源を使う場合も多いだろう。するとレコード会社などが管理する著作権隣接権、通称「原盤権」と呼ばれる別な権利が働く。

「えっ、公演の時にレコード会社の許可貰ってなかったよ。まずいまずい。」いや、大丈夫だ。原盤権は公演で流すだけなら原則として働かない。これをDVD化したり配信するときに、初めて許可が必要な権利なのだ。しかも、この原盤権、従来はJASRACなどの集中的な管理団体がなかった。日本レコード協会という全国組織が、集中管理に乗り出しつつあるが、まだ収録映像の配信ではやっていない。つまり、個別にレコード会社を探して交渉するほかない。これまた、「たまたま見つけたロシアのレアな音源、使ったなあ」なんていうと、許可を取るのはかなりハードルが上がる。

という訳で、外国曲（シンクロ）や既存音源（原盤権）の場合は、音楽の権利処理はハードルだ。配信断念の理由堂々一位は「外国曲が多いなど、音楽の処理困難」だった。

第二位。「原作者や素材の権利者」。これも多い。例えば有名な原作のある公演

で、原作者の遺族が舞台化は了解していたのだけれど、配信はどうしてもOKせず、断念したケースもある。そんなふう

最近の法務サポート作品
福井健策氏は舞台芸術作品のサポートもおこなっています。
(下記は一部・予定)
5/24・7/25
NODA・MAP『フェイスピア』
(東京芸術劇場・新歌舞伎座)
5/25・7/26
東宝『レ・ミゼラブル』(帝国劇場)
8/25・9/26
ホリプロ『ムサン』
(彩の国さいたま芸術劇場・シアターコクーン)